

柴田町競争入札参加心得

1 趣 旨

柴田町の発注する契約に係る競争入札に参加する者は、柴田町契約規則（平成24年規則第8号）及び柴田町建設工事執行規則（平成11年規則第5号、以下「工事執行規則」という。）その他法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

2 入札参加資格

次の各号の一に該当する者は、入札に参加することができない。

- ① 成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ていない者
- ② 入札に際して、不正行為等を行ったと認められる者
- ③ 委任状を持参しない代理人
- ④ 入札保証金又は入札保証金に代わる担保を提供しない者。ただし、入札保証金の納付を免除された者は、この限りでない。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者又はなした者

3 入札保証金

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札の前に、入札者が見積る入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
- (2) 入札保証金又はこれに代わる担保は、落札者には契約締結後に、落札者以外の者には入札終了後に還付する。
- (3) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金又はこれに代わる担保は柴田町に帰属する。ただし、落札者が入札保証金の納付を免除されている場合は、当該落札者から落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収することがある。

4 入札等

- (1) 入札参加者は、この心得及び現場説明の際配布された仕様書・図面等又は、閲覧した仕様書・図面等を熟覧の上、入札しなければならない。また、現場説明等において、仕様書・図面等について、疑義があるときは、別に備付ける用紙に記載し、入札執行者が指定する日時までにその説明を求めることができる。ただし、軽微なものについては、この限りでない。
- (2) 閲覧による現場説明の場合、指定された場所で仕様書及び図面等を複写することができる。
- (3) 代理人をもって入札する者は、入札に関する委任状を持参の上、入札の前に提出しなければならない。
- (4) 入札書は、封かんの上、入札者の名称及び工事名を表記し、入札執行者が指示する時刻までに入札箱に投入しなければならない。
- (5) 入札参加者は、2の①又は②に掲げる者を入札代理人とすることはできない。
- (6) 入札参加者は、初度の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書（以下「積算書」という。）を提出しなければならない。
- (7) 入札参加者は、入札に際し、入札書に使用する認印を持参しなければならない。

5 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、辞退の方法は、次の各号によるものとする。
 - ① 入札執行前に辞退する場合は、入札辞退届（別紙様式）を契約担当者に直接提出し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - ② 入札執行中に辞退する場合は、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出し、退席するものとする。

- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

6 入札の延期等

- (1) 入札前において、天災事変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動を示す等入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることがある。

7 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

8 開 札

- (1) 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札参加者立ち会いの下に行うものとする。
- (2) 入札参加者がやむを得ず立ち会えないときは、当該入札事務を直接担当していない柴田町職員を立ち会わせたうえで行うものとする。

9 失 格

次の各号の一に該当する入札を行った者及び正当な理由なく所定の時刻までに入札を行わない者は、その入札を行ったとき及び入札時刻が経過したときから失格とする。

- ① 最低制限価格を設けている入札において、最低制限価格未満の価格で入札をした者
- ② 予定価格を公表している入札において、予定価格を上回る価格で入札をした者
- ③ 4の(6)に規定する積算書を提出しなかった者
- ④ 前項に掲げるもののほか、指示した事項及び入札に関する条件に違反した者で、入札に参加させることが不適当と認められる者

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とし、以後の再度入札に参加できないものとする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- ② 記名押印及び訂正印を欠く入札
- ③ 金額を訂正した入札又は金額の記載が不鮮明な入札
- ④ 入札要件の記載が確認できない入札
- ⑤ 同一件名の入札において、一人の入札者又はその代理人が2通以上の入札をしたときの入札
- ⑥ 委任者名を併記しない代理人のした入札
- ⑦ 再度の入札において、前回の最低価格を上回る入札
- ⑧ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑨ その他入札に関する条件に違反した入札

11 再度入札

- (1) 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
- (2) 指名競争入札における再度の入札の回数は、2回限りとし、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に準じた随意契約は行なわない。
- (3) 一般競争入札における再度の入札の回数は、1回限りとし、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に準じた随意契約は行なわない。

12 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けていない場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき価格の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決めるものとする。
- (3) 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務を直接担当していない柴田町職員にくじを引かせるものとする。
- (4) 落札者は、確認のため入札書に認印するものとする。

13 契約保証金等

- (1) 落札者は、契約書案の提出と同時に、請負代金額の100分の10以上の契約保証金又は工事執行規則第22条に基づく契約保証金に代わる担保を納付し、又は提出しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
- (2) 契約保証金の納付又は担保の提供等の取扱いについては、別に定めるところにより行うものとする。

14 入札保証金の振替

契約担当者において必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

15 契約書等の提出

- (1) 落札者は、契約書案に記名押印し、落札決定の翌日から5日以内（工事請負は7日以内）に契約担当者に提出しなければならない。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

16 仮契約

予定価格が5千万円以上の工事又は製造の請負、予定価格が7百万円以上の不動産又は動産の買入れの場合は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第207号）の規定により、柴田町議会の議決を得てから契約の効力が生ずることとなるので、それまでは仮契約の締結を行うものとする。

17 異議の申立て

入札をした者は、入札後この心得、仕様書、図面等についての不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。

令和 年 月 日

柴 田 町 長 殿

住 所

名 称

代表者

印

入 札 辞 退 届

下記件名について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

記

番 号.....

件 名.....